

ヘルパーステーションやすらぎ 利用料金表【要介護】

2024年6月1日より

I 介護サービス費

	所要時間	単位/回	特定事業所 加算Ⅱ (10%)	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ (24.5%)	1回あたりの利用者負担額(円) (1単位=10.21円)		
					1割	2割	3割
身体介護 中心	(1)20分未満	163	16	44	228	456	684
	(2)20分以上30分未満	244	24	66	341	682	1,024
	(3)30分以上1時間未満	387	39	104	541	1,082	1,623
	(4)1時間以上1時間30分未満	567	57	153	793	1,586	2,378
	1時間30分以上	30分を増す毎に82単位の加算					
生活援助 中心	20分以上45分未満	179	18	48	250	501	751
	45分以上	220	22	59	308	615	923
(2)～(4)の身体介護に引き続き生活援助を行った場合		65	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに65単位を加算。(195単位を限度)				

※時間外の料金

夜間(夕方6時から夜10時まで)	上記料金表の金額の25%増
早朝(朝6時から朝8時まで)	上記料金表の金額の25%増
深夜(夜10時から翌朝6時まで)	上記料金表の金額の50%増

※ 負担金額の計算について、金沢市の地域区分(7級地)の基準である1単位＝10. 21円として算出する。

※ 介護の必要上、同時に2人の訪問介護員が1人の利用者に対して訪問介護を行った時は、上記料金表の金額の2倍とする。

※ 通常の実施地域内外を問わず、サービス提供にかかわる交通費は請求しない。

※ 通常の実施地域を超えてサービス提供した場合、上記料金表の5%加算する。

当事業所は、厚生労働大臣の定める、特定事業者加算(Ⅱ)の指定を受けており、すべての訪問介護について、基本単位数に10%加算する。

II 加 算

生活機能向上連携加算Ⅰ	100	訪問リハビリ又は通所リハビリの理学療法士等と共同して身体状況の評価を行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合に3か月を限度に1月につき100単位加算する。
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	理学療法士等が居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行した場合には200単位を加算する。
初回加算	200	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が訪問介護を行う場合、200単位加算する。
緊急時訪問介護加算	100	計画的に訪問することになっていない身体介護を緊急にサービス提供した場合、1回につき上記に100単位加算する。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の24.5%を加算
--------------	----------------

所定単位数…基本サービス費に各種加算を加えた総単位数

ヘルパーステーションやすらぎ 利用料金表【総合事業】（金沢市）

2024年6月1日より

I 介護予防型訪問サービス費

基本部分	1月あたりの単位	介護職員等処遇改善加算Ⅰ (24.5%)	1月あたりの利用者負担額 (1単位＝10.21円)		
			1割	2割	3割
介護予防型訪問サービスⅠ (週1回程度の訪問)	1176	288	1,495	2,990	4,485
介護予防型訪問サービスⅡ (週2回程度の訪問)	2349	576	2,986	5,972	8,958
介護予防型訪問サービスⅢ (上記を超える程度の訪問)	3727	913	4,738	9,475	14,213

II 基準緩和型訪問サービス費

基本部分	1月あたりの単位	介護職員等処遇改善加算Ⅰ (24.5%)	1月あたりの利用者負担額 (1単位＝10.21円)		
			1割	2割	3割
基準緩和型訪問サービスⅠ (週1回程度の訪問)	941	231	1,196	2,392	3,588
基準緩和型訪問サービスⅡ (週2回程度の訪問)	1879	460	2,388	4,777	7,165
基準緩和型訪問サービスⅢ (上記を超える程度の訪問)	2982	731	3,791	7,581	11,372

※ 負担金額の計算について、金沢市の地域区分(7級地)の基準である1単位＝10. 21円として算出する。

※ 通常の実施地域内外を問わず、サービス提供にかかわる交通費は請求しない。

※ 通常の実施地域を超えてサービス提供した場合、上記料金表の5%加算する。

III 加 算

生活機能向上連携加算Ⅰ ※介護予防型サービスのみ	100	訪問リハビリ又は通所リハビリの理学療法士等と共同して身体状況の評価を行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合に3か月を限度に1月につき100単位加算する。
生活機能向上連携加算Ⅱ ※介護予防型サービスのみ	200	理学療法士等が居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行した場合には200単位を加算する。
初回加算	200	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が訪問介護を行う場合、200単位加算する。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の24.5%を加算
--------------	----------------

所定単位数…基本サービス費に各種加算を加えた総単位数

ヘルパーステーションやすらぎ 利用料金表【総合事業】（野々市市）

2024年6月1日より

I 介護予防型訪問サービス費

基本部分	1月あたりの単位	介護職員処遇改善加算Ⅰ (24.5%)	1月あたりの利用者負担額 (1単位＝10円)		
			1割	2割	3割
介護予防型訪問サービスⅠ (週1回程度の訪問)	1176	288	1,464	2,928	4,392
介護予防型訪問サービスⅡ (週2回程度の訪問)	2349	576	2,925	5,849	8,774
介護予防型訪問サービスⅢ (上記を超える程度の訪問)	3727	913	4,640	9,280	13,920

※ 負担金額の計算について、1単位＝10円として算出する。

※ 通常の実施地域内外を問わず、サービス提供にかかわる交通費は請求しない。

※ 通常の実施地域を超えてサービス提供した場合、上記料金表の5%加算する。

II 加算

生活機能向上連携加算Ⅰ ※介護予防型サービスのみ	100	訪問リハビリ又は通所リハビリの理学療法士等と共同して身体状況の評価を行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合に3か月を限度に1月につき100単位加算する。
生活機能向上連携加算Ⅱ ※介護予防型サービスのみ	200	理学療法士等が居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行した場合には200単位を加算する。
初回加算	200	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が訪問介護を行う場合、200単位加算する。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の24.5%を加算
--------------	----------------

所定単位数…基本サービス費に各種加算を加えた総単位数